

(仮称)キャンプ座間返還地公園及び座間市立市民体育館駐車場  
運営事業者募集要項仕様書

1 使用に関する条件

(1) 使用期間（準備期間、原状復旧期間を含む。詳細については別途協議）

使用許可日から令和9年3月31日までの期間とする。

(2) 使用料

ア 使用料は、本市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに年度ごとの使用料を納入すること。なお1年に満たない期間については、月割計算とし、本市が指定する期日までに納入すること。

イ 使用料の算定は、有料駐車場供用開始日からとする。

(3) 費用負担

前述「1（2）使用料」のほか、本事業に係る設計、整備、運営、維持管理、修繕等にかかる全ての経費は、事業者の負担とする。

(4) 使用上の制限、留意事項等

ア 対象物件は、(仮称)キャンプ座間返還地公園及び座間市立市民体育館（以下、「市民体育館」という。）利用者のための駐車場であり、それ以外の運営をすることはできない。

イ 自動二輪車、原動機付自転車、自転車の有料駐車場運営はできない。

ウ 事業者は、許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の一部委託若しくは名義貸しをすることはできない。ただし、業務の効率を理由とし一部を委託することに本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

エ 事業者が、対象物件を使用するにあたり、土地の形質を変改する場合は、あらかじめ本市と協議し承認を受けること。

オ 本市の施設内に事業者の商号又は名称の表示物等を設置することはできない。ただし、協議により本市が必用と認めたものについては、この限りではない。

カ 災害その他の事情により、本市が必要と認めた場合は、営業時間の変更又は運営休止（無料開放）を本市が指示する場合がある。

キ 天災、有料駐車場内において生じた盗難、損害その他本市の責めに帰することができない事由により、事業者又は駐車場利用者が被った損害については、本市は一切その責任を負わないものとする。

ク 災害その他不可抗力等、本市及び事業者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について双方で協議するものとする。

ケ 本市施設の改修や法令点検等により停電する場合は、本市は事業者事前に通知するものとし、事業者はその期間の駐車場の運営について本市と協議すること。

## (5) 事業者の義務

ア 対象物件の使用にあたっては、座間市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関連規定を遵守すること。

イ 善良なる管理者の注意をもって対象物件を使用すること。

ウ 本市が対象物件の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

エ 対象物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮すること。

オ 万一の事故等に備え、損害賠償保険に加入すること。

## (6) 使用期間終了時の条件等

ア 事業者が設置した駐車場管制装置及びサイン等については、使用期間満了までに原状回復を行い、それらを除く舗装整備及び埋設した工作物部分等については、現状のまま本市へ返還すること。ただし、本市と事業者が協議の結果、本市が指示した場合や事業者が継続して借り受ける場合は、この限りではない。

イ 事業者は本市に対し、原状回復、返還に伴い発生する費用及び立ち退き料等その他一切の請求をすることができない。

## 2 有料駐車場の運営内容及び条件

### (1) 開場時間及び施設管理者

対象駐車場名	開場日	開場時間	施設管理者
(仮称)キャンプ座間 返還地公園駐車場	全日	24 時間	座間市都市部公園緑 政課
市民体育館駐車場 (屋外)	全日	24 時間	指定管理者(公益財 団法人座間市スポー ツ文化振興財団)
市民体育館駐車場 (屋内)	市民体育館の休館日を除く ① 毎月の第 3 月曜日及び第 4 月曜 日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 に当たるときは、その翌日) ②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで の日	8 時から 22 時まで	

### (2) 料金体系・収入

次の基準料金を上限額とし、これより低廉な料金提案をする場合は、具体的な料金体系を提案すること。また、料金体系については、本市と協議のうえ承認を経た後、それを貸付条件とし、最終的な決定をするものとする。

なお、徴収した駐車場利用料金については、事業者の収入とする。

また、事業者は、本市と協議の上、駐車場利用料金を変更できるものとするが、運営開始から6か月以内の変更はできないものとする。

<基準料金>

料金		
入場後 30分無料	30分を超えて2時間まで200円 以降30分毎100円増	※1日上限 1,000円以内

ア 土日祝祭日・平日ともに同一の料金体系とし、上限の切替時刻は、0時を切替時刻とする。切替後は、24時間毎1,000円以内増とし、翌0時の切替時刻までの上限は、1,000円以内とする。

イ 料金の2分の1を減免するときは、100円未満は切り捨てとし、当日の最大料金は500円以内とする。

(3) 利用料金の減免

ア 前述「2(2)料金体系・収入」の利用者のうち、特に配慮が必要な方として駐車料金を減免する対象は別紙1のとおりとする。

イ 減免処理の方法は、事業者の提案を受け決定する。

ウ 遠隔操作機器システムによる対応等減免処理の利用者への負担、施設管理者の対応・負担が少なく不正やトラブルに対応できる提案をすること。なお、提案に基づき必要とする機器の設置箇所や台数等は本市と協議すること。

(4) 市民体育館駐車場(屋内)の運用について

ア 開場日及び開場時間は「2(1)開場時間及び施設管理者」に記載の通りとし、出入口の開閉は施設管理者が行うこととする。

イ 事業者は駐車場利用者に対し、開場時間、閉場時間及び閉場後の対応を明示することとする。なお、閉場後の出庫への対応については事業者にて行うこととし、提案書に記載すること。

(5) その他

本市が指定する催しについては、駐車場を無料開放するものとする。

3 駐車場の要件

事業者は、プロポーザルに係る提案内容(事業計画書)により、自らの責任と負担において、以下の点に留意し、当該有料駐車場の設計、整備、運営、維持管理及び修繕を行うこと。

(1) 駐車場の設計

ア 駐車スペース・車路の整備位置については、駐車場法(昭和32年5月16日法律第106号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6

月 21 日号外法律第 91 号)、座間市都市公園条例 (昭和 50 年 10 月 3 日条例第 30 号)、その他関連法令を遵守し、十分に安全を確保すること。また、本市施設としての機能に配慮すること。

※ 本貸付物件は、整備にあたっては駐車場法における路外駐車場としての扱いと同様にすること。

イ 入場待ちや出場渋滞を解消するための仕組みの導入による「効率の良い駐車場運営」に留意した設計とし、これに係る満空情報が表示できる装置等の設置場所や大きさ、表示内容等を提案すること。

ウ 必要に応じてサイン看板等の設置を提案し、有料駐車場と判別できるような計画とすること。なお、駐車場入口には、公園及び市民体育館利用者以外の駐車はできないことを明示すること。

エ 駐車場利用料金の徴収方法は駐車券発行方式によるものとする。また、精算機は、高額紙幣・クレジットカード (EMV 対応)・電子マネー (交通系電子マネー・流通系電子マネー) が使用できること。事前精算機及び車両ナンバーシステムも導入し、円滑に出庫できること。

オ 案内サイン等の屋外表示物は、企画提案に応じて本市と協議の上、撤去新設又は改修を行うこと。

カ 公園内の架線敷設は景観を考慮し、原則認めない。電源等の設備関係及び機器の設置については、現地調査の上、周辺景観を考慮した提案をすること。

キ 園内にケーブル (受電、照明、通信回線等) を敷設する場合は、ケーブルを電気配管に納め、地下 0.6m 以上の深さに埋設すること。また、埋設電気配管上部に埋設表示テープを敷設すること。

ク 駐車場ゲート等駐車場システム機器 (駐車場内証明設備は除く) の使用電力量が計測できる計量法に準じた電力量計 (子メーター) を設置すること。その際、明確に駐車場ゲート等駐車場システム機器のみの電力量を計測できるようにすること。

ケ 事業者は、前述キの電力量計メーター (子メーター) に基づき、使用量に応じた電気使用料を、本市が発行する納入通知書により納入期限までに納付すること。

コ 入出場口や舗装、車室の区画線、車両の動線、その他有料駐車場として不十分な箇所については整備をし、全有料駐車場の駐車スペースが駐車場法等関係法令に適合した構造となるようにすること。

サ 納入業者、修繕業者等が本市施設内に入出入りすることが可能な設計とすること。

シ 施設管理者用駐車スペース 3 台分を確保すること。またこのスペースは無料とし、公園及び体育館利用者が使用できないような設計とすること。

ス 既存の駐輪場の使用に影響のない設計とすること。

セ 現存する構造物、樹木等の撤去、移設等が発生する場合は、事前に本市の承諾を得て、地中に不要な構造物が残らないように行うこと。

ソ 排水は、路面に適切な水勾配を確保するとともに、必要な排水設備を整えるこ

と。また、新設排水管の放流先を公園内の既存雨水管に接続放流する場合は、事前に本市の承諾を得るものとし、関連施設の排水機能及び維持管理に支障をきたさないよう整備すること。

タ 照明設備は、関係法令等に沿った整備をすること。

チ 工事発生土については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。

## (2) 機器等の設置

ア 発券機及び精算機は、多様な利用者を想定し、当該利用者が困惑することのない利便性の高いものを提案すること。(精算機については、減免制度に対応できる機種とすること。)

イ 機器に係る緊急時は、遠隔操作及び通話(スマートフォン等)による24時間365日対応できることに加え、30分以内に現地対応が可能な体制を構築すること。

ウ 発券機及び精算機には連絡先を明記し、事業者と駐車場利用者が直接連絡できる体制を構築し、提案すること。

エ 精算機には操作の説明を表示すること。

オ 機器の保守及び消耗品補充等(駐車券、釣銭、インク等)については、定期的の実施し、当該駐車場の適切な管理・運営が実現できる提案をすること。

カ 停電等により入出場が自動制御不能となった場合、手動操作等による対応が可能となるようにすること。

キ 防犯カメラ等防犯装置については、設置する必要があると考えているので提案すること。

ク 事業者が必要と判断した料金表等の屋外表示物、照明その他機器があれば、提案すること。

## (3) 駐車場の整備工事

ア 有料駐車場として安全かつ円滑な運営が行えるよう、事業者の責任により、環境に配慮した内容の整備工事を行うこと。

イ 整備工事開始前に本市と設計及び施工の協議を行い、精度の高い良好な整備を行うこと。

ウ 整備工事期間中も本市施設利用者が駐車場として可能な限り利用に支障をきたさぬよう、許可物件ごとに整備工事を行うなどの配慮をすること。

エ 工事は、警備員を配置するなど万全な安全対策を講じ行うこと。

オ 施工計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

## 4 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 報告等

ア 事業者は毎月の各駐車場の維持管理実施状況、利用状況(入場台数、売上及び割引台数のデータ等)、その他(事故・苦情・通報等)の報告書を翌月までに本市へ

報告すること。

イ 事業者は、事故や利用者からの苦情等があった場合、適切に処理し、速やかに本市に報告すること。

ウ 本市は、有料駐車場の運営状況を随時調査することができ、事業者はこれに協力すること。

エ 事業者は、駐車場の維持管理実施状況、利用状況、その他（事故・苦情・通報等）を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後に座間市に提出すること。

## （２）留意事項

ア 設置した機器等による事故等はすべて事業者の責任範囲とし、第三者又は本市に損害を与えた場合は、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

イ 有料駐車場に関する近隣及び有料駐車場利用者への対応は、事業者が一切の責任で行うものとする。

ウ 運営にあたり想定されるトラブルや緊急時の対応について、対応方法を構築し、提案すること。

エ 駐車場運営にあたり、対象物件以外の場所に案内看板等を設置する場合は、事前に本市と協議すること。

カ 対象物件等について、本市は必要に応じて事業者に対して補修又は改修を求めることができるものとする。

キ 有料駐車場の管理運営にあたり、事業計画に沿って適宜点検を実施し、必要な補修・機器のメンテナンス等を行い、常に関係法令に適合した状態での供用を実施すること。また、必要な届出等は事業者が書類・図面等を作成し行い、届出等に係る費用は、事業者が負担すること。

ク 使用期間が満了し、あらためて公募により事業者の選定を行う場合、本市は駐車場売上実績等の情報を公表できるものとする。

ケ 事業者は、運用開始前に施設管理者に対して機器等の説明をすること。

コ 事業者は業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとし、管理業務終了後も同様とする。

以 上

## 別紙 1

### (仮称)キャンプ座間返還地公園及び座間市立市民体育館駐車場料金減免規程

(仮称)キャンプ座間返還地公園及び座間市立市民体育館駐車場(以下、「駐車場」という。)利用者のうち、特に配慮が必要な方として駐車料金を減免する対象は次のとおりとする。

- (1) 市等が開催する会議・打合せの出席者(市の依頼を受けて出席するものに限る。)が駐車場を利用する場合、所要時間の利用料金の全額。
- (2) 市が依頼した納品業者、修繕業者等が業務のために臨時に駐車場を利用する場合、所要時間の利用料金の全額。
- (3) 市等が開催する事業の従事者が駐車場を利用する場合、所要時間の利用料金の全額。
- (4) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車が駐車場を利用する場合、所要時間の利用料金の全額。
- (5) 障害者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳、療育手帳(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して都道府県知事又は指定都市市長から交付された手帳をいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)である市内に在住し、在勤し、又は在学している者(以下「市民等」という。当該市民等を介助する者 1 人を含む。)が利用する場合、所要時間の利用料金の 2 分の 1 の額
- (6) その他市長が特に認める者が駐車場を利用する場合、所要時間の利用料金の 2 分の 1 (算定に当たっては(5)の利用料金の 2 分の 1 の金額の算定を適用)の額又は全額。

以 上